東彼杵町条例第2号

東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月8日

東彼杵町長

東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例

(東彼杵町課設置条例の一部改正)

第1条 東彼杵町課設置条例(昭和36年条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前	
(設置)	(設置)	
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規	
定により東彼杵町に次の課を置く。	定により東彼杵町に次の課を置く。	
総務課	総務課	
税財政課	税財政課	
町民課	町民課	
長寿ほけん課	健康ほけん課	
こども健康課		
産業振興課	産業振興課	
建設課	建設課	
水道課	水道課	
(事務分掌)	(事務分掌)	
第2条 各課の事務分掌は次のとおりとする。	第2条 各課の事務分掌は次のとおりとする。	
(1) • (2) (略)	(1) • (2) (略)	

(3)	町民課	(3)	町民課
ア	戸籍、住民登録及び印鑑証明に関する事項	ア	戸籍、住民登録及び印鑑証明に関する事項
1	社会福祉に関する事項	イ	社会福祉 <u>及び子育て支援</u> に関する事項
ウ	環境衛生及び公害防止に関する事項	ウ	環境衛生及び公害防止に関する事項
(4)	_ <u>長寿ほけん課</u>	〔新設〕	
<u> </u>	国民健康保険に関する事項		
<u>1</u>	介護保険に関する事項		
<u>ウ</u>	後期高齢者医療に関する事項		
<u>工</u>	国民年金に関する事項		
<u>オ</u>	地域包括支援センターに関する事項		
(5)	こども健康課	(4)	健康ほけん課
<u>ア</u>	保育所及び認定こども園に関する事項	〔新設〕	
<u>1</u>	子育て支援に関する事項	〔新設〕	
<u>ウ</u>	保健事業及び健康づくりに関する事項	<u> </u>	保健事業及び健康づくりに関する事項
工	子育て世代包括支援センターに関する事項	〔新設〕	
[削除]		<u>1</u>	国民健康保険に関する事項
[削除]		<u>ウ</u>	国民年金に関する事項
[削除]		工	後期高齢者医療に関する事項
〔削除〕		<u>オ</u>	介護保険及び高齢者の保健に関する事項
(6)	(略)	(5)	_ (略)
(7)	_ (略)	(6)	_ (略)

(東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第2条 東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例(昭和54年条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(会議)	(会議)
第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 <u>ただし、</u> 委員長が選出されていないときの招集は、町長が行う。	第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>こども健康課</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、健康ほけん課において処理する。

(東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 東彼杵町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)
第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども健康課において処理する。	第8条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課 において処理する。

(東彼杵町食育推進会議設置条例の一部改正)

第4条 東彼杵町食育推進会議設置条例(平成29年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前	
(設置)	(設置)	
第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)	第1条 食育基本法 (平成17年法律第63号。以下「法」という。)	
第33条の規定に基づき、東彼杵町食育推進会議(以下「推進会議」	第33条の規定に基づき、東彼杵町食育推進会議(以下「推進会議」	
という。)を設置する。	という。)を設置する。	
(会議)	(会議)	
第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長	第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。	
が選出されていないときの招集は、町長が行う。		
2 (略)	2 (略)	
(庶務)	(庶務)	
第6条 推進会議の庶務は、こども健康課において処理する。	第6条 推進会議の庶務は、健康ほけん課において処理する。	
(その他)	(その他)	
第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事	第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事	
項は、町長 <u>と会長</u> が <u>協議して</u> 別に定める。	項は、町長が別に定める。	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。